

## 沖縄県身体障害者補助犬給付要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者(以下「身体障害者」という。)に身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)(以下「法」という。)に定める身体障害者補助犬(以下「補助犬」という。)を給付することにより、身体障害者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は沖縄県とし、事業に関する事務は、沖縄県身体障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)が行うものとする。

### (対象者)

第3条 補助犬の給付対象者は、県内に居住する満18歳以上の在宅の身体障害者で、次の要件を備えた者とする。

- (1) 県内に1年以上居住し、永住の見込みがある者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第5号に定める次の程度を有すること。
  - ①視覚障害1級
  - ②肢体不自由1,2級
  - ③聴覚障害2級
- (3) 補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められること。
- (4) 補助犬を適切に利用し、飼育できると認められること。
- (5) 自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住する者にあつては、その家屋の所有者又は管理者の承諾が得られること。

### (申請)

第4条 補助犬の給付を希望する者は、身体障害者補助犬給付申請書(第1号様式)を、更生相談所長に申請するものとする。

### (調査及び給付候補者の選考)

第5条 申請書を受理した更生相談所長は、当該申請書の記載事項の確認及び必要な調査を行うとともに、申請者の障害の種類及び程度、生活状況や補助犬の必要性等を勘案した上で、給付候補者を選考するものとする。

### (訓練)

第6条 前条により選考された給付候補者は、補助犬使用に関わる所定の訓練を受けなければならない。

### (補助犬育成等の委託)

第7条 更生相談所長は、補助犬の育成及び訓練等について、法第3条に規定する訓練事業者に委託する。

(給付者の決定)

第8条 更生相談所長は、訓練の結果、適当と認められる者については、給付を決定し、身体障害者補助犬給付決定通知書(第2号様式)により通知するとともに、身体障害者補助犬受領書(第3号様式)と引き換えに補助犬を給付するものとする。

(受給者の義務)

第9条 補助犬の給付を受けた者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助犬を常に愛情をもって接し、虐待または放置してはならない。
- (2) 補助犬に必要な食事を与え、衛生面に配慮し、善良なる管理者の注意をもって健康管理を行わなければならない。
- (3) 補助犬を売却し、又は担保に供し、若しくはこれを第三者に貸し付けてはならない。
- (4) その他補助犬の飼育及び管理については、法令等に違反してはならない。

(費用の負担)

第10条 この事業に要する費用の負担は、次の各号のとおりとする。

- (1) 給付決定者に無償で、補助犬を給付する。
- (2) 第6条に定める訓練を受けるために要する費用は、給付候補者の負担とする。
- (3) 受給者は、給付後の補助犬の飼育管理等に伴うすべての費用を負担する。

(給付決定の取消し等)

第11条 更生相談所長は、受給者が第9条に定める事項に違反したと認めたときは、給付決定を取消し、又は当該給付に要した費用の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

(届出)

第12条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに身体障害者補助犬異動届(第4号様式)により、更生相談所長に届け出なければならない。

- (1) 居住地又は氏名を変更したとき。
- (2) 第3条に定める要件を欠いたとき。
- (3) 補助犬が死亡したとき。
- (4) 受給者が死亡したとき。
- (5) 補助犬が老衰又は不測の事故等により、その機能を果たさなくなったとき。

(帳簿の整理)

第13条 更生相談所長は、身体障害者補助犬給付台帳(第5号様式)を備えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年10月6日から施行する。なお、盲導犬に関しては、平成17年4月1日から適用する。
- 2 「沖縄県盲導犬給付要綱」(平成3年11月26日生障第1194号沖縄県生活福祉部長通知)は平成17年3月31日をもって廃止する。